

特別区民税・都民税（住民税）の申告にあたって

特別区民税・都民税（住民税）は国税である所得税とは別に、令和5年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の所得等の状況により、令和6年1月1日にお住まいの区市町村で課税される税金です。

住民税の申告とは、適切に課税（非課税）を決定するために、必要な所得や控除の内容を申告書に記載し提出していただくことです。

申告が必要か不要かは、令和5年中の状況により、2～3ページのA～Fに分けられます。

申告の必要・不要 チェックポイント（1ページ「申告判別フローチャート」と対応）

A 税務署へ所得税の確定申告が必要な人（税務署の問合せ先は1ページ参照）

- 1 事業所得や不動産所得のある人
- 2 給与所得者で次に該当する人
 - (1) 給与収入が2,000万円を超える人
 - (2) 給与所得以外に不動産所得等、他の所得が20万円を超える人（住民税は20万円以下でも申告が必要です）
 - (3) 2ヵ所以上から給与を受けている人（全ての給与を合算して年末調整されている人を除く）
- 3 土地・建物等を売却した人

ポイント

税務署へ所得税の確定申告をした場合は、区役所へ特別区民税・都民税（住民税）の申告は原則必要ありません。確定申告については税務署にお問合せください。

B 区役所へ特別区民税・都民税（住民税）の申告が必要な人

- 1 令和6年1月1日現在、渋谷区に住んでいる人で、前年中（令和5年1月～令和5年12月）に所得があり、次に該当する人
 - (1) 給与収入のある人で、勤務先から渋谷区に給与支払報告書が提出されていない人
 - (2) 令和5年中（令和5年1月～令和5年12月）に退職して、令和6年1月1日現在、就職していない人
 - (3) 給与や公的年金等を受給されている人で、源泉徴収票に記載されていない各種控除（扶養親族・寡婦・ひとり親・障害・社会保険料等）の追加をしたい人※控除の追加をするため、税務署へ確定申告をした人は、区役所への申告は不要です。
- 2 令和6年1月1日現在、渋谷区に住んでいない人で、渋谷区内に事務所・事業所のある人
詳細はお問合せください。

ポイント

申告を怠ると、控除が少ない状態で税額計算が行われるため、決定される住民税額が高くなる場合があります。また、申告されていない所得が判明したときには、課税された税額を一度に納めることになる場合があります。

C 申告が不要な人（勤務先や年金支払者等から区役所へ課税資料が提出されている）

- 1 給与収入のみの人で、勤務先が区役所に給与支払報告書を提出済みの人
※勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先から給与支払報告書が提出される必要があります。
※不明な場合は勤務先に確認してください。
- 2 公的年金等の収入のみの人

ポイント

申告をしていなくても、区役所に提出された課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書）に基づき住民税の計算が行われます。ただし、扶養親族や社会保険料等の各種控除は課税資料に記載されているとおりとなりますので、控除の追加がある場合は申告が必要となります。

D 申告が不要な人（あなたを扶養している人が確定申告や渋谷区へ申告をしている）

所得の合計が45万円以下で、親族に扶養されている場合は、扶養している人が申告や扶養親族として年末調整をしていれば、あなた自身の申告がなくても非課税の決定がされます。ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は、

Fを確認してください。

- ・あなたを扶養している人が令和6年1月1日現在、渋谷区以外にお住まいの場合
- ・あなたを扶養している人が配偶者で、かつ所得の合計が1,000万円を超える場合

E 申告が不要な人（課税される所得がない）

課税される所得がない場合は、所得税や特別区民税・都民税（住民税）の申告をする義務はありません。ただし、申告をしなかった場合は、未申告となり非課税の決定がされません。そのため、非課税の証明書が必要な場合は申告が必要になります。（親族に扶養されている場合は D を、それ以外の人は F を確認してください。）

F 非課税の決定が必要なため、申告が必要な人

- 1 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険の保険料算定や、児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・就学援助・保育料・公営住宅関係の区分判定等のため、非課税の決定が必要な人
- 2 その他の理由で非課税の証明書が必要な人

ポイント

申告をしない場合は「未申告」となるため、非課税の決定はされません。その結果、保険料や負担金、公営住宅の家賃等が高くなることや、手当等が受けられなくなることがあります。また、申告期限を過ぎてから申告をされた場合は、非課税の決定までに時間がかかり、各制度の締切日に間に合わなくなることがあります。

申告が必要な人へ【申告書の記載方法・申告に必要な資料等】 B または F に該当する人

申告書の記載方法

- ・ F に該当する人は4ページ（「申告書の記載方法（課税される所得がなかった人）」を参照してください）。
- ・ B に該当する人は5～14ページ（「申告書の記載方法（課税される所得があった人）」を参照してください）。

申告に必要な資料

- 1 個人番号（マイナンバー）確認書類と身元確認書類

個人番号（マイナンバー）確認書類	身元確認書類
【いずれか1点】 マイナンバーカード（裏面）、マイナンバーの記載がある住民票の写し、通知カード（※）、など	【いずれか1点】 マイナンバーカード（表面）、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、身体障害者手帳など
	【いずれか2点】 国民健康保険証、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、年金手帳、資格証明書（写真なし）、母子健康手帳、住民票の写し（マイナンバー記載なし）、納税通知書など

（※）通知カードは、記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きされている場合に限りです。

- 2 所得を証明する資料（給与・公的年金…源泉徴収票、報酬…支払調書等）
- 3 各種証明書、領収書（国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金等）または明細書（医療費）の原本。ただし、源泉徴収票に記載のある分については提出不要です。
※源泉徴収票、各種証明書等の添付書類は申告書に貼らずに提出してください。
※郵送による提出で各健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

作成に関するご案内

紙の申告書に記載する方法以外に、税額シミュレーションシステムのページ案内に従って入力・印刷することで申告書を作成することもできます。（郵送による提出が必要です。）

システムで申告書を作成した人で、区から申告書が送付されている場合は、作成した申告書の「宛名番号」欄に、区から送付された申告書に印字されている宛名番号（8桁）を転記してください。

（例）

宛名番号	37	4	2	8	4	2	8	4	2
------	----	---	---	---	---	---	---	---	---

※税額シミュレーションシステムは渋谷区ポータルで確認してください。
こちらのQRコードを読み取ると該当のページに移行します。

